

懲戒処分等の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、行橋市懲戒処分等の公表基準第5項の規定に基づき公表します。

令和7年8月26日

任命権者 行橋市長 工藤政宏

記

(懲戒処分)

所属部局名	市民部	役職 (補職名)	主事	年齢	23	性別	女
処分内容	停職6月						
処分年月日	令和7年8月26日						
処分理由 (事案要)	<p>令和7年1月20日から4月19日の病気休暇期間及び4月20日から6月6日の病気休職期間中に許可を得ずに報酬を得て兼業（アルバイト）を行っていた。</p> <p>また、同期間中、総務課が制止したにもかかわらず、主治医が許可をしていない中で自動二輪免許を取得するため自動車学校に通い、教習を受講した。</p> <p>さらに、総務課が実施した事実確認のための聞き取りに対し終始虚偽の報告を行ったものである。</p> <p>この行為は全体の奉仕者である地方公務員にふさわしくない非行であり、この非行が職の信用を傷つけるとともに、職全体の名誉を汚し信用を失墜させたものであるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に規定する懲戒事由に該当するものである。</p>						
根拠法令	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号						

以上